

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）が計画するごみ処理施設に係る基本計画（以下「施設基本計画」という。）を策定するため、組合に東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、施設基本計画に係る次に掲げる事項について検討し、その結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 施設基本計画策定に係る調査等に関すること。
- (2) 施設基本計画素案に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 有識者 | 2人以内 |
| (3) 住民代表 | 5人以内 |
| (4) 組合を構成する市町の環境部局の課長 | 5人以内 |
| (5) その他管理者が必要と認める者 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が委嘱した日から第2条に掲げる事項が終了した日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、管理者が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正若しくは円滑

な運営が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議開催途中において、前項に掲げる事由により会議の一部又は全部を非公開としたときは、傍聴者に対し理由を説明するものとする。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月13日から施行する。
- 2 この要綱は、第1条に規定する施設基本計画を策定したときに、その効力を失う。